

## 学校法人桜美林学園役員報酬の支給の基準

(目的)

**第1条** この基準は、学校法人桜美林学園（以下「本学園」という。）の寄附行為第5条の規定に基づき、役員報酬の支給の基準について定めることを目的とする。

(定義)

**第2条** この基準における用語の定義は、次のとおりとする。

2 役員とは、理事及び監事をいう。

(報酬の支給)

**第3条** 役員に対しては、報酬を支給するものとする。

(報酬額の算定方法)

**第4条** 役員報酬総額は前年度の教育活動収入から経常費補助金を控除した金額の1%を上限とし、その範囲内で常務理事会が決定する。

(報酬の支給方法)

**第5条** 役員報酬の支給日、支給方法については、給与規程第6条を準用し、「給与」とあるのは「報酬」に、読替えるものとする。

(改廃)

**第6条** この基準の改廃は、評議員会の意見を聴いた上で、理事会の議決により行う。

### 附 則

この基準は、令和2年4月1日から施行する。